

公立大学法人山形県立保健医療大学中期計画

第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成21年4月1日から平成27年3月31日までの6年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果

① 学部教育

幅広い教養及び専門的知識・技術の修得と、研究能力や課題解決能力を総合的に身につけ、地域において、連携・協働の視点に立ち保健・医療・福祉の向上に貢献できる優れた人材を育成するため、教育課程や教育方法等、教育に関する諸分野において以下に掲げる計画を着実に実行する。

② 大学院教育

高度な専門的知識・技術と国際的視野を備え、高い実践能力や研究開発能力等をもって地域の保健・医療・福祉の発展に指導的役割を発揮できる人材を育成するため、教育課程や教育方法等、教育に関する諸分野において以下に掲げる計画を着実に実行する。

(2) 教育内容の改善

① 教育課程

学部教育

ア 幅広い教養と豊かな人間性を涵養するとともに、保健医療の専門職として必要な知識や技術等を効果的に修得するため、総合基礎教育科目及び専門教育科目について、有機的、体系的に編成しながら不断に改善を図る。

イ 総合基礎教育科目については、「人間の理解」、「生命科学・健康の理解」、「社会・環境の理解」、「文化・コミュニケーションの理解」の4つの枠組みを基本として、各学科共通で、保健医療の基盤となる全人的な人間の理解とその人間を取り巻く社会への理解を深める編成に努める。

ウ 専門教育科目については、各学科ごと、それぞれ専門職として必要な知識や技術を修得しそれを保健医療の現場で十分に実践できる能力を養成するという視点から編成するとともに、1年次から専門教育科

目を配置するなど、早い段階から保健医療専門職としての自覚を促す教育を行う。

- エ 保健医療の現場において異なる分野の専門職が互いに連携・協働して患者に対処する「チーム医療」の考え方や、山形県保健医療計画の基本理念である「官民の協働による保健医療提供体制の充実」を重視した教育を展開する。

大学院教育

- ア 高度な研究開発能力や現場における卓越した実践力・調整能力等を修得するため、保健医療に関する基盤的・学際的な知識を学ぶ共通科目や専門支持科目と、専攻分野の深い学識を養う専門科目について、保健医療に関する最新の知見や先進国の優れた教育及び研究成果を活用しながら不断に改善を図る。
- イ 職業を有しているなどの事情により修学困難な者に対して2年の修業年限を超えて在籍を認める長期履修制度の導入など、社会人の履修条件に配慮した教育課程の編成に努める。

② 教育方法

学部教育

- ア 保健医療従事者として必要な知識や技術を学生が十分に修得できるよう、オムニバス形式を活用した授業の展開や少人数のグループ学習の活用など、各科目で行う講義や演習等について、継続的かつ効果的な工夫・改善を図る。
- イ 学生が大学で学ぶ知識や技術等を実際の医療現場で十分に発揮し実践できるよう、病院や保健・福祉施設等で行う臨地・臨床実習について、合同研修会の実施などにより実習先施設との連携を図るとともに、実習前の臨床能力試験を実施するなどその充実に努める。
- ウ 学生が自らテーマを設定して取り組む卒業研究について、基礎的な研究手法を事前に十分指導するとともに、研究発表の公開を進めるなど、内容の質的向上につながる取組みを行う。
- エ 国際的視野を持った人材を育成するため、一部専門科目の英語による講義の実施や、授業における欧文原著購読や英文教科書の活用など、外国語教育の充実に努める。
- オ 学生の成績評価や単位認定、進級・卒業判定に関する基準や方法については、学内規程等に明示することにより実施の明朗化を図るとともに、公正かつ適正に行うことができるよう継続的に検証する。
- カ 留年、休学、退学等の状況や原因を分析し、教育指導方法の改善に役立てるとともに、その発生防止に努める。

※ オムニバス授業

物事に関して学生が様々な観点から考えることができるよう、一つのテーマについて複数の教員により指導を行う授業形態。

大学院教育

ア 大学院生が専攻領域を決定し適切な履修計画を立て円滑に履修に取り組めるよう支援するとともに、研究指導においては、研究テーマに精通した主研究指導教員によるきめ細かな研究指導と合わせ、看護学、理学療法学、作業療法学の3分野の教員による横断的な研究指導を行い、質の高い研究論文の作成を支援する。

イ 英文の文献講読力や作成力の向上を図る授業の実施や、海外の研究者を招へいしての講演会の開催など、大学院生の国際性を涵養する取組みを進める。

ウ 学位論文審査における審査体制の充実や論文発表会の公開の推進など、成績評価方法の充実に努める。

エ ティーチングアシスタント（TA）制度の活用や、大学院生による大学内外への論文投稿、学会参加への支援など、大学院生の教育・研究能力の向上に資する取組みを進める。

※ ティーチングアシスタント（TA）

教員が学部学生等に対して行う実習や演習等に際して、大学院生がその補助を行う制度。

（3）教育の実施体制の充実

① 教員の配置

ア 教育効果が最大限発現されるよう、教員の資質や適性を踏まえた適切な教員配置を行なう。

イ 充実した講義や実習等を行うため、民間人や実践者等の外部有識者を効果的に登用する。

② 教育の質

ア 教育の質の向上につながる取組みを組織的かつ効果的に行うための体制の整備を図る。

イ 学生への授業評価アンケートの実施や、教員相互による授業評価、教員を対象としたFD研修会の開催など学内におけるFD活動を一層推進するとともに、他大学と共同して授業評価手法等の研究を行うなど、授業内容や教育方法の改善につながる取組みを積極的に展開する。

ウ 教育についての自己評価や外部評価の結果を踏まえ、課題や改善策を整理したうえ、授業内容や教育方法の改善にフィードバックする取組みを進める。

エ 大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）の応募に取り組むなど、大学院教育課程の組織的展開の強化に努める。

※ FD（ファカルティ・ディベロプメント）

教員の授業内容や教育方法の改善を目的として行われる組織的取り組みの総称

③ 教育環境

- ア 講義や実習、実験等が円滑かつ効果的に行えるよう、各教室の実験・実習機材や映像機器等、教育指導に使用する施設・機械について、適切な維持管理を行うとともに、計画的に整備・更新を進める。
- イ 学生が自主的学習を積極的に行えるよう、専門分野に関するAV教材の拡充など、自学自習施設・設備の充実を図る。
- ウ 附属図書館について、利用形態、施設設備、蔵書内容その他多角的に運営状況を検証し、利用者ニーズを踏まえた蔵書・資料の充実とサービスの向上に努める。

(数値目標)

和書及び洋書を合わせた蔵書数について、20年度末の5万5千冊から、最終年度まで6万冊以上の水準に引き上げる。

(4) 学生の確保

- ア 本学の教育理念や教育目標を踏まえた、具体的な入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を平成21年度中に策定し、公表する。
- イ 本学の特色や入学者受入方針等の周知を図るため、大学ホームページや案内用冊子の内容の充実を図るとともに、大学説明会やオープンキャンパス、高校訪問等の機会を有効に利用し、広報の強化を図る。
- ウ 毎年の志願者数や入学者数の推移、入学後の成績等の状況を検証し、アドミッション・ポリシーに沿った優秀な学生の受入れに向け選抜方法や試験日程等入試制度全般にわたり継続的な検討、改善を図る。
- エ 多様な志望動機や職業を持つ大学院志願者に対応するため、大学院における、社会人向けの履修環境の改善や県内自治体等からの派遣生の受入れ環境の検討など、必要な取り組みを展開する。

(5) 学生支援の充実

① 学習支援

- ア 履修科目についての情報を学生に的確に伝えるため、シラバスの充実に努める。
- イ オフィスアワー制度の導入を図り、学生が教員に対して気軽に学習等の相談をできる環境を整備する。
また、学生の履修状況については、各学科において常に留意し、履

- 修指導が必要な場合は関係教員が連携しきめ細かな指導・助言を行う。
- ウ 学生が自主的学習を積極的に行えるよう、専門分野に関するAV教材の拡充など、自学自習施設・設備の充実を図る。(再掲)
 - エ 障がいや疾病のある学生が支障なく学習や研究に取り組めるよう、学内環境の点検・整備を進める。

※ シラバス

開講される科目について、担当教員名や講義の目的、日程、使用する教科書などをあらかじめ学生に示す授業計画書

※ オフィスアワー制度

教員が、研究室において学生の学修や進路等に関する質問・相談等に応じることが可能な時間をあらかじめ示し、学生の訪問、相談に応じる制度

② 生活支援

- ア 学生が大学生活上の諸問題を相談し、解決できるよう、学外カウンセラーの配置を早期に検討するなど、学生相談に関する体制等の整備、充実を図る
- イ 学生生活の充実のため、サークル活動やボランティア活動への参加など、学生の自主的活動を奨励するとともに、サークルの学内施設の利用にあたっての配慮や地域のボランティア活動に関する情報提供など必要な支援を行なう。
- ウ 保健室へ常駐職員を配置するなど、学生の疾病や健康相談等に迅速かつ適切に対応できる体制を整備する。
- エ 成績が優秀でありながら学資等が十分でなく就学が困難な学生に対しては、一定の条件のもと、授業料減免等の制度を活用し支援する。

③ キャリア支援

- ア 国家資格試験受験希望者に対して、模擬試験の実施や休日における演習室の開放など、資格取得に向けた各種の支援策を効果的に実施する。

(数値目標)

看護師、保健師、助産師、理学療法士及び作業療法士の国家試験合格率について、全国合格率以上を確保し、100%の合格率を目指す。

- イ 学生の円滑な就職・進学活動を積極的に支援し、卒業生の県内定着という視点も踏まえ大学として高い就職率を継続していくため、学生向けの就職対策研修会の開催や県内病院等を招いての就職説明会の実施、学内ネットワークを活用した学生への迅速な就職・進学情報の提供など、就職・進学支援のための取組みを効果的に展開する。

(数値目標)

就職希望者の就職率 100%を目指す。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準の向上及び研究成果の発信

ア 教員が、最新の知識や技術に基づく質の高い研究に積極的に取り組めるよう、電子ジャーナル等を活用した国内外の最新の論文等の情報を迅速に収集する機能の強化や、教員の共同研究発表会を定期的を開催するなど、研究水準の向上につながる取組みを継続的に展開する。

イ 県内各層との意見交換等を通じて保健・医療・福祉に関する地域課題を的確に把握し、個人研究のほか、県内の行政機関や病院職員等との共同研究を行い、その解決に積極的に取り組む。

また、教員が行った研究の成果については、大学の紀要「山形保健医療研究」の出版や、学会での発表、学術雑誌への論文寄稿等により広く公表する。

※ 電子ジャーナル

電子化された研究論文や学術雑誌等を、インターネット等を通じて取得できるサービス

(2) 研究実施体制の整備

ア 研究活動の活性化と研究の質の向上を検討するための学内委員会を平成21年度に設置する。

イ 研究活動の推進に必要な施設、機器等について定期的に点検するとともに、計画的な整備拡充を行う。

ウ 教員や大学院生が人を直接対象とする研究を行う場合の倫理的配慮の徹底を図るため、学内の倫理審査に関する規定を整備するとともに、学外委員を加えた倫理委員会を運営し、厳正な倫理審査を行う。

エ 大学の研究活動全般について、定期的な自己評価及び外部評価により適切に検証し、必要な改善を図る。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

ア 地域貢献や地域連携を効果的に進めるための学内委員会を平成21年度に設置し、体制面の強化を図る。

イ 本県を取り巻く保健・医療・福祉の課題を踏まえた適切なテーマを設定した公開講座を県内で開催する。

また、実施した公開講座については年度ごとに報告書として記録し、資料として県民が活用できるよう整備する。

(数値目標)

一般県民を対象として行う公開講座について、県内4地区で各1回以上、計4回以上開催する。

ウ 県内の看護や理学療法、作業療法の各分野の従事者を対象として、本学教員を講師とした技術研修会の開催や、海外研究者等を招へいして実施する特別講義を開放するなど、地域の保健医療等関係者の資質向上に寄与する取組みを行う。

(数値目標)

県内の保健医療等従事者に対する研修会について、毎年度、3学科で各1回以上、計3回以上開催する。

エ 地域の医療機関や大学、行政機関等との連携、いわゆる産学官連携を積極的に推進し、保健・医療・福祉に関する地域課題の解決に取り組む。

オ 地域で大規模災害が発生した場合は、地元自治体との連携のもと、大学施設の開放や本学の人的資源を活用した救護活動など復旧支援活動に最大限協力する。

カ 県民の健康と福祉の向上、及び地域の発展に貢献するという観点から、本学の知的・人的資源をより有効に活用するための方策を検討する。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

ア 学生が海外の先進的な知識や技術を実地で触れることができるよう、本学と海外交流協定締結校との間で実施している国際交流事業について、参加学生アンケートや他大学の実施状況等を参考に、内容の充実を図りながら継続的に実施する。

イ 本学の教員や学生の国際学会への出席や、外国の研究者を招へいしての講演会の開催など、海外との教育研究交流について活性化を図る。

ウ 学生の国際的な感覚・知識の涵養を図るため、外国人教員の登用を推進する。

エ 国内外に広く本学を広報するため、本学ホームページの外国語表記版の内容の改善、充実を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

ア 法人の理事や、経営審議会委員及び教育研究審議会委員について、外部有識者等を登用し、学外の広く斬新な意見を取り入れるなど大学運営の透明性の向上を図る。

- イ 法人の理事については、分野別の担当制を採用し、明確な事務分掌のもと効果的に理事長を補佐する執行体制を構築する。
- ウ 学内の各種委員会については、大学を取り巻く状況の変化や教育研究上の諸課題を踏まえ、適宜所掌事務の見直しや組織の改編を行う。

2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置

教育研究の高度化や社会の変化、地域のニーズ等を踏まえ、助産師養成課程のあり方や、行政保健師等高度な専門性を求められる人材の育成など様々な見地から教育研究組織上の課題を把握・検証し、時勢に対応した組織・制度の見直しを進める。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の確保

- ア 業績評価制度の構築に合わせた任期制の活用や他機関との人材交流など、本学の特性を踏まえた観点から人事の活性化方策を検討し、優れた教員の継続的な確保に努める。
- イ 教員の採用等については、手続きや選考基準を明確にし、公正で透明性の高い制度の運用を図る。
- ウ 専門教育の充実を図るため、臨床(臨地)教授制度の導入の検討、整備を図る。
- エ 学生の国際的な感覚・知識の涵養を図るため、外国人教員の登用を推進する。(再掲)

※ 臨床(臨地)教授制度

臨床実習等の専門教育の実施に協力を得ている医療機関等の優れた実習指導者等に対し、「臨床教授」、「臨地教授」等の称号を付与する制度

(2) 業績評価制度の構築

- ア 教員の業績について、教育活動、研究活動等一定分野ごと適正に評価する仕組みを検討し、試行したうえ、本学に適した業績評価制度を平成23年度を目標に構築する。
また、その評価結果を教員の顕彰や処遇に反映させる仕組みを検討し、構築する

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置

- ア 限られた人員で効率的な事務処理を行なうため、事務の洗い出しや整理統合を継続的に進めるとともに、決裁過程や書式・様式を極力簡素化するなど、事務負担の軽減を図る。
- イ 専門業務や定型業務等、外部委託(アウトソーシング)が可能な業務

- については、費用対効果による妥当性等を踏まえその活用を進める。
- ウ 事務手続きや情報伝達手段における一層の効率化の観点から、インターネットや学内情報ネットワーク等のIT利用の更なる推進を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 外部研究資金の獲得

- ア 研究水準の向上に向けた取組みを全学的に強化し、科学研究費補助金等の競争的資金や、共同研究、受託研究などによる外部研究資金の獲得に努める。
- イ 外部研究資金を獲得した教員については、教育研究上の優遇措置を講ずるなど、獲得に対するインセンティブを付与する仕組みを構築する。

(数値目標)

科学研究費補助金の申請件数を、過去6年間(平成15~20年度)の平均件数の1.5倍に増加させる。

(2) その他自己収入の確保

- ア 大学の財政基盤安定のため、授業料や入学料収入等の安定的な確保を図る。
- イ 大学の施設設備について、教育研究上に支障がない範囲で学外に有料で開放する制度を整備する。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

- ア 省エネルギーや物品のリサイクル利用、文書のペーパーレス化など、事務経費の削減に効果的な取組みを進める。

(数値目標)

管理的経費について、効率的な執行に取り組むことにより毎年1.5%以上の節減を目指す。

- イ 専門業務や定型業務等、外部委託(アウトソーシング)が可能な業務については、費用対効果による妥当性等を踏まえその活用を進める。(再掲)
- ウ 経費節減を全学的に推進するため、職員のコスト意識の醸成を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ア 大学の施設設備について、教育研究上の支障が出ない範囲で学外者に開放するなど、新たな活用を図る。
- イ 施設設備の整備にあたっては、低公害車の購入や省エネルギー性の高い設備の導入など、環境負荷に配慮した取組みを行う。

ウ 手許資金の運用に当たっては、一定のルールのもと、安全かつ効果的に行う。

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

ア 法人運営や教育研究活動等全般にわたり適切な自己点検・自己評価を行うため、点検・評価項目や実施手法等について継続的な改善・見直しを図る。

イ 自己点検、評価及び外部評価の結果を踏まえ、現状の課題や問題点を的確に把握するとともに、その対策を効果的に講じることにより、教育研究活動や大学運営の一層の改善を図る。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

ア 大学運営の透明性を高めるため、財務情報や大学の目標・計画、外部評価の結果等法人の運営に関する諸事項について積極的に公表する。

イ 大学の特色や魅力を広く内外に発信するため、ホームページや入学案内冊子などの情報発信媒体の充実及び有効活用を図るとともに、オープンキャンパス等多様な広報機会を通じて広報の強化を図る。

ウ 情報公開制度及び個人情報保護制度に関しては、県条例に基づき学内の諸規定を整備し、適切に運用する。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

ア 労働安全衛生法その他の関係法令に基づき、安全衛生に関する管理体制や諸規定を整備する。

イ 健康診断の実施や感染症対策、健康啓発の推進等、学生及び職員の健康管理を支援するための取組みを進める。

ウ 学内施設及び大学周辺等の安全、防犯対策等の実施状況を適時点検し、事故等の未然防止に努める。

エ 大規模な災害や事故等の発生に備えた学内の組織体制や対応マニュアル等を整備するとともに、有事を想定した実践的な訓練を行う。

オ セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等各種ハラスメントによる人権侵害を防止する取組みを進める。

カ 高度情報化社会における大学の情報資産のセキュリティを確保するため制定した本学の情報セキュリティポリシーについて、IT技術の進展等を踏まえた見直しを行いながら適切な運用に努める。

第7 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成21年度～平成26年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|----------|--------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 4, 197 |
| 自己収入 | 1, 590 |
| 授業料等収入 | 1, 523 |
| その他の収入 | 67 |
| 受託研究等収入 | 4 |
| 計 | 5, 791 |
| 支出 | |
| 業務費 | 4, 933 |
| 教育研究経費 | 834 |
| 人件費 | 4, 099 |
| 一般管理費 | 690 |
| 施設・設備整備費 | 164 |
| 受託研究等経費 | 4 |
| 計 | 5, 791 |

運営費交付金は一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額4, 099百万円を支出する。

人件費の見積りについては、平成20年度の定数を基準として毎事業年度（平成21年度から平成26年度まで）の役員及び職員の人件費を算定している。

退職手当については、山形県職員退職手当支給条例を基準として算定する。

【運営費交付金の算定方法】

平成21年度から平成26年度までの毎事業年度の運営費交付金は、次の算式により算定した。

$$\text{運営費交付金} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) - \text{⑤}$$

① 人件費

上記人件費の見積りのとおり

② 教育研究経費

平成21年度の所要額を積算（新たに発生する経費を含む。）し、毎事業年度1.5%程度の経費節減を見込んで算定

③ 一般管理費

平成21年度の所要額を積算（新たに発生する経費を含む。）し、毎事業年度1.5%程度の経費節減を見込んで算定

④ 特別経費

中期計画を基準に各事業年度の事業実態に応じて個別に所要額を算定

⑤ 自己収入

授業料及び入学料については定員で算定し、その他の収入については過去の実績を参考にして算定

2 収支計画（平成 21 年度～平成 26 年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|-------------|----------|
| 費用の部 | 5, 7 9 1 |
| 業務費 | 5, 1 0 1 |
| 教育研究経費 | 9 9 8 |
| 受託研究費等 | 4 |
| 人件費 | 4, 0 9 9 |
| 一般管理費 | 6 9 0 |
| その他費用 | 0 |
| 減価償却費 | 0 |
| 収入の部 | 5, 7 9 1 |
| 運営費交付金収益 | 4, 1 9 7 |
| 授業料収益 | 1, 2 3 4 |
| 入学金収益 | 2 5 8 |
| 入学審査料収益 | 3 1 |
| 受託研究等収益 | 4 |
| その他の収益 | 6 7 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 0 |

3 資金計画（平成 21 年度～平成 26 年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|----------|
| 資金支出 | 5, 7 9 1 |
| 業務活動による支出 | 5, 6 2 7 |
| 投資活動による支出 | 1 6 4 |
| 財務活動による支出 | 0 |
| 次期中期計画期間への繰越金 | 0 |
| 資金収入 | 5, 7 9 1 |
| 業務活動による収入 | 5, 7 9 1 |
| 運営費交付金による収入 | 4, 1 9 7 |
| 授業料等による収入 | 1, 5 2 3 |

| | |
|----------------|----|
| 受託研究等による収入 | 4 |
| その他の収入 | 67 |
| 投資活動による収入 | 0 |
| 施設等整備による収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前期中期計画期間よりの繰越金 | 0 |

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円（事業年度の年間運営費の概ね1月程度）

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第11 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

| 施設及び設備に関する計画 | 予定額(百万円) | 財源 |
|--------------|----------|--------|
| 教育研究機器の整備 | 164 | 運営費交付金 |

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 積立金の使途

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし